

双葉町アクティビティエリア地質調査等業務

仕様書

1 目的

本業務は、双葉町のアクティビティエリア地区の事業実施において必要となる地質調査を行うものである。本仕様書は、標記業務（以下「本業務」という。）に適用する。本業務の実施にあたっては、本仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書（国土交通省出展）及び監督員の指示による。

2 業務の場所

本業務の作業範囲は、別添「位置図」に示す双葉町アクティビティエリア地区とする。なお、業務範囲については、別添「位置図」のうち、約 15ha を対象とする。

3 業務の期間

本業務の期間は契約日より 6 カ月間とする。

4 業務内容

業務の内容は、設計対象範囲における以下の土質調査を実施するものとし、ボーリング調査実施箇所については監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、今後の既往資料調査及び現地確認の結果により、作業内容を追加及び変更する場合がある。また、当該地区においては R6 年上期より関係機関による農地復旧工事が予定されている。現地調査に際しては関係機関とのスケジュール調整し、極力復旧工事前に行うものとする。

1) 一般調査業務

1 機械ボーリング（土質ボーリング） 5 本

種別・規格		数量
φ 66mm	粘性土・シルト	47.8m
	砂・砂質土	73.3m
	礫混じり土砂	3.4m
	玉石混じり土砂	2.7m
	固結シルト・固結粘土	25.8m
φ 86mm	粘性土・シルト	13.3m
	砂・砂質土	35.5m

- ・ノンコアボーリング
- ・せん孔深度 50m以下
- ・せん孔方向 鉛直下方

2 サンプルング5箇所

種別・規格	数量
シンウォールサンプリング	7試料

3 原位置試験

種別・規格	数量	
標準貫入試験	粘性土・シルト	41回
	砂・砂質土	76回
	礫混じり土砂	3回
	玉石混じり土砂	3回
	軟岩	30回

4 現場内小運搬

種別・規格	数量	
トラック2t車	2.9t吊クレーン付	1日4回 小運搬
特殊車運搬(クローラ)	100m超300m以下	1.3t

5 足場仮設 平坦地足場 5か所

6 その他間接調査費

種別・規格	数量
準備及び跡片付け	1業務
調査孔閉塞	5箇所
給水費(ポンプ運転) 20m以上150m以下	5箇所

7 室内試験

種別・規格	数量	
物理試験	土粒子の密度試験	7試料
	土の含水比試験	7試料
	土の粒度(1)試験 沈降分析(ふるい分けを含む)	7試料
	土の粒度(2)試験 ふるい分けのみ	21試料
	土の液性限界試験	7試料
	土の塑性限界試験	7試料
	土の湿潤密度試験	7試料
力学試験	圧密試験	7試料
	一軸圧縮試験	5試料
	三軸圧縮試験	2試料

2) 解析等調査業務

1 解析等調査（一般事項編）

種別・規格		数量
既存資料の 収集・現地踏査	関係文献等の収集と検討	1業務
	調査地周辺の現地踏査	1業務
資料整理 取りまとめ	各種計測結果の評価及び考察(異常データのチェック含む)	1業務
	試料の観察	1業務
	ボーリング柱状図の作成	1業務
断面図等の作成	地層及び土質の判定	1業務
	土質又は地質断面図の作成	1業務
総合解析 取りまとめ	調査地周辺の地形・地質の検討	1業務
	地質調査に基づく土質定数の設定	1業務
	地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定	1業務
	地盤の透水性の検討	1業務
	調査結果に基づく基礎形式の検討	1業務
	設計・施工上の留意点の検討	1業務
	報告書の執筆	1業務

2 解析等調査（軟弱地盤編）

① 解析計画

業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討（検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む）、業務打合せのための資料作成等を行う。

② 現地踏査

現地状況を把握するために行う。

③ 地盤の圧密沈下に係る検討（現況地盤解析）

各ボーリング箇所における設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量・圧密沈下量、各圧密度に対する沈下時間を算定する。なお、検討手法は次元解析によるものとする。

④ 地盤の液状化に係る検討（現況地盤解析）

各ボーリング箇所における土質データを基に土質定数及び地震条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL を求め、判定を行う。

お、検討手法は簡便法によるものとする。

⑤ 検討対策工法の選定

当該地質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工を抽出し、各工法の特長・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選

定する。

5 打合せ

定期的な打合せ時期及び回数は、原則として以下のとおりとし、特別な事情がある場合を除き管理技術者が出席すること。

- ①業務着手前 1回
- ②成果品納入時 1回
- ③その他、発注者が必要と認めたとき

なお、中間業務報告時には、日々の業務状況を報告する。

6 業務の成果品

- 1) 報告書 (A4版) 3部
成果品の詳細は、調査職員と協議の上決定する。
- 2) 採取試料 一式
- 3) 打合せ記録簿 A4版 2部
- 4) 報告書及び図面の電子データ(CD-R) 2部
- 5) その他調査職員の指示したもの

※報告書の作成及びとりまとめ方について、調査職員と協議すること。

提出する電子データについては、Microsoft 社 Windows 7での利用に支障がない形式とし、ワープロソフトはMicrosoft 社 Word2010、表計算ソフトはMicrosoft 社 Excel2010、CAD ソフトはAutoDesk 社 AutoCAD2010 との完全互換形式とし、電子記録媒体に記録して提出すること。なお、CAD データについては印刷設計ファイルも併せて提出すること。ただし、受注者が同等以上のソフトの利用を希望する場合は調査職員と協議すること。また、提出に当たっては、納入前に最新の更新が行われたウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを行い、ウイルスに感染していないことを確認の上、当該チェック内容を電子記録媒体に印字又は貼り付けて提出すること。

本業務において作成し提出すべき用紙については、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）」の施行に伴い、印刷及び再生紙の使用等の基準に則り作成すること。

7 再委託について

- 1 受注者は、次の各号に掲げるものを再委託することはできない。
 - ・総合調整マネジネント
 - ・検討対策工法の選定
 - ・成果物の照査
- 2 受注者は、第1項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、業務の一部を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し当該業務の実施について適切

な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、機構の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は指名停止期間中であってはならない。

8 行政情報流出防止対策の強化

- 1 本業務受注者は、本業務の履行に関するすべての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
- 2 本業務受注者は、共通仕様書に定める「行政情報流出防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。
- 3 発注者は本業務受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

9 秘密の保持

本業務受注者は本業務のために発注者より貸与された資料及び本業務で知り得た事項や成果について、発注者の許可なく他に公表や貸与してはならない。ただし、業務を他者に引き継ぐ場合は、本業務で知り得た成果を発注者の許可を得て引き継ぐこととする。また、業務完了後も発注者からの確認に応じることとする。

10 業務環境の改善

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。ウイークリースタンスの実施にあたっては、別添のウイークリースタンス実施要領に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

11 その他

- (1) 個人情報については、管理を徹底すること。
- (2) 本業務は、機構の都合により契約締結時期や工期の変更、業務内容の変更、契約の中止を行う場合がある。
- (3) 本特記仕様書に記載のない事項または本仕様書に対する疑義が生じた場合は、調査職員と協議の上、その指示に従うこと。

以上

ウイークリースタンス 実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④昼休みや17時以降の打合せは行わない。
 - ⑤定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以 上

双葉町アクティビティエリア地質調査業務 位置図

■位置図



■業務範囲図
赤枠内

